

令和3年1月21日

保健福祉部

市有施設のライトアップなどを午後8時で消灯します

概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のために佐賀県が飲食店などに対し営業時間の短縮を要請していることにあわせ、市では県が要請している午後8時をもって市有施設のライトアップなどを消灯します。

消灯することで、新型コロナウイルスの感染拡大防止に対する意識向上を目指します。

1 期間

1月21日（木）～2月7日（日）

※佐賀県の対応によっては延長の場合があります。

2 対象

（1）市有施設のライトアップ

※医療従事者への感謝の意を表した唐津城のライトアップを含みます。

（2）市の補助金を活用し民間事業者が実施するイルミネーションなど

※民間事業者に対しては、協力をお願いするものであり、強制するものではありません。

3 内容

午後8時（佐賀県が飲食店などに要請している営業時間終了時刻）でライトアップおよびイルミネーションを消灯。

ただし、防犯目的の照明は対象外。

（本件の問い合わせ）
唐津市新型コロナウイルス感染症
対策情報連絡室
担当：中村 楠田（内線 4200）
電話 75-5161